

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 北広島町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	94.5	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.8	%
全職員	88.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	－	%
本庁課長相当職	89.9	%
本庁課長補佐相当職	90.3	%
本庁係長相当職	96.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	79.8	%
31～35年	97.5	%
26～30年	91.5	%
21～25年	91.4	%
16～20年	48.7	%
11～15年	95.3	%
6～10年	86.7	%
1～5年	104.8	%

【説明欄】

- 各性別ごとの全ての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は80.9%、女性は64.2%である。「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員については、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- 本庁課長相当職に占める女性の割合が21.7%と男性職員より低いため、女性の給与水準が相対的に低くなっている。
- 勤続年数が「16～20年」の区分には医師が含まれており、差異に大きく寄与している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。